

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 2 2 号

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市甑島旅客待合施設条例の一部改正)

第 1 条 薩摩川内市甑島旅客待合施設条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 6 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市甑島航路旅客待合施設条例

第 1 条中「薩摩川内市甑島旅客待合施設」を「薩摩川内市甑島航路旅客待合施設」に改める。

第 2 条の表薩摩川内市里港ターミナルの項の前に次のように加える。

薩摩川内市川内港高速船ターミナル	薩摩川内市港町 6 1 3 1 番地 2 3
------------------	------------------------

第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条を第 2 2 条とする。

第 2 0 条中「設備」の次に「、備品その他の物件」を加え、「第 1 8 条」を「第 1 9 条」に改め、同条を第 2 1 条とする。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とする。

第 1 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理運営上市長が必要と認めたとき。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の不還付)

第 1 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は待合施設の管理上の必要により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用前に使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(薩摩川内市川内港待合施設条例の一部改正)

第 2 条 薩摩川内市川内港待合施設条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表薩摩川内市高速船ターミナルの項を削る。

第 1 0 条第 1 項中「薩摩川内市川内港待合所」を「待合施設」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。